

野洲市では、事業所の環境保全担当者を対象に毎年環境研修会を実施しております。当研修会では、環境に係る法令や環境管理技術等を理解してもらい、事業所の皆さまが積極的に環境保全に取り組んでいただくことを目的としております。本号では第22回環境研修会の内容をご紹介します。

第22回では、「廃棄物処理法による～排出者責任について～」を特定営利活動法人NPOびわ湖環境の芝本理事に講義して頂きました。市内事業所から28名の参加があり、事業所から排出される廃棄物の適正処理に関する理解を深めていただきました。

第22回野洲市環境研修会（平成31年1月30日（水）実施） 「廃棄物処理法による～排出者責任について～」 講師：NPOびわ湖環境 芝本理事

<研修概要>

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法）による～排出者責任について～」というタイトルでNPOびわ湖環境の芝本理事より講義して頂きました。

講義の内容は、主に廃棄物処理法に基づく「排出事業者責任」について、「こんなことやっていませんか？～よくある事例～」と具体的な事例を挙げて講義して頂きました

1. 廃棄物とは
一般廃棄物・・・「産業廃棄物」以外のもの
「家庭ごみ」、「事業系一般廃棄物」、「特別管理一般廃棄物」
産業廃棄物・・・事業活動に伴って生じる廃棄物
20種類の「産業廃棄物」、5種類の「特別管理産業廃棄物」
廃棄物と有価物について事例を交えた説明があり、廃棄物か否かは物の性状等総合的に判断する必要があります。
2. 排出事業者責任
・法第3条では、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと定められています。
3. 排出事業者責任 運搬基準
・産業廃棄物を運搬する車両には法に定める30cm×50cmの掲示板に必要な事項を記載し表示する。また運搬車には、環境省令で定める書面を備え付けなければならないと定められています。
4. 排出事業者責任 保管基準
・産業廃棄物を保管する場所には法に定める60cm以上×60cm以上の掲示板を見やすい場所に掲示しなければならないことや廃棄物が飛散・流出・地下浸透・悪臭を発生させないこと、ネズミ・はえ・蚊などを発生させないこと等が定められています。
5. 排出事業者責任 委託基準
・委託契約は書面で行い、次の事項について条項に含まれていることが定められています。
 - ① 廃棄物の種類と数量
 - ② 最終目的地の所在地
 - ③ 最終処分地の所在地、最終処分方法、施設の能力
 - ④ 委託契約の有効期限
 - ⑤ 支払料金
 - ⑥ 受託者の許可を受けた事業の範囲、許可期間等

6. 排出事業者責任 産業廃棄物管理票（マニフェスト）
- ・産業廃棄物を生じる事業者はその産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、産業廃棄物管理票を交付しなければならないと定められています。
 - ・産業廃棄物管理票は返却確認が求められています。
各処理行程において処理期日が定められていますので、排出事業者として排出した自社の廃棄物が期日内処理されたかの確認が必要です。
 - ・前年度1年間に交付した産業廃棄物管理票について毎年6月30日までに産業廃棄物管理票交付等状況報告書を知事あてに報告することが定められています。
 - ・前年度の①産業廃棄物の発生量が1,000t以上または②特別管理産業廃棄物の発生量が50t以上の事業者は、当該年度の6月30日までに産業廃棄物処理計画書（産業廃棄物処理計画実施状況報告書）を知事あてに提出することが定められています。

7. 廃蛍光灯の取り扱いについて

- ・蛍光灯を廃棄する場合は「水銀使用製品産業廃棄物」として取り扱うこととする廃棄物処理法施行令等の改正が平成29年10月にあり、廃蛍光灯を排出する場合は、「ガラスくず」、「金属くず」等だけでなく、「水銀使用製品産業廃棄物」が該当する廃棄物の種類になるので、処理業者が許可を受けているか確認が必要になります。

① 委託契約書

現在取引している廃棄物処理業者との委託契約書に、「ガラスくず」、「金属くず」等の廃棄物の種類で契約されており、今後廃蛍光灯を排出する場合は、法に定めるところにより書面での契約が必要になります。

② 産業廃棄物処理業者の許可の範囲（収集運搬業、処分業）

現在取引している廃棄物処理業者との委託契約書に添付されている現在の業許可証の事業の範囲に取り扱う産業廃棄物の種類に「ガラスくず」、「金属くず」等の許可がある場合は、許可期限日までは「水銀使用製品産業廃棄物」の取り扱いが出来ます。ただし、次回知事あての更新許可申請で「水銀使用製品産業廃棄物」の申請があれば許可をするが、この申請がない場合は現在の許可期限以降はその廃棄物処理業者に処理を委託出来なくなりますので、常に許可証の最新版での確認が求められています。

③ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の記載方法

廃蛍光灯の処理を委託する場合は、「ガラスくず」、「金属くず」等が該当する廃棄物の種類になるので、マニフェストの廃棄物の種類欄に☑を入れるとともに、備考欄に「水銀使用製品産業廃棄物」と追記することが必要になります。

④ 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の記載方法

廃蛍光灯の処理を委託した場合は、「水銀使用製品産業廃棄物」として産業廃棄物管理票交付等状況報告書に記載することが必要です。

⑤ 廃蛍光灯の保管方法

専用容器（購入時に蛍光灯が入っていた段ボール箱を利用等）で他の産業廃棄物と混入しないよう個別に保管し、割ってしまうと周辺に水銀が拡散される恐れがあるので、排出時には割らないように保管することが基本です。

また、廃棄物保管場所の掲示板の産業廃棄物の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれていることを明記する必要があります。

「水銀使用製品産業廃棄物」は蛍光灯、水銀電池、気圧計、医薬品、農薬等の水銀使用製品のことです。なお、水銀電池は電池品番の最初のアルファベットが「NR」、「MR」であれば、水銀電池に該当します。

ばいじん、燃え殻、汚泥等で、水銀を一定以上含有するものや廃水銀、または廃水銀化合物等は「水銀含有ばいじん等・水銀を含む特別管理産業廃棄物」の扱いになりますので、適正に処理して下さい。

また、家庭で使用されている水銀体温計や水銀血圧計、蛍光管、ボタン電池等の水銀を含むごみは野洲市内に回収リサイクルポストを設置し拠点回収を実施していますので、分別排出の徹底をお願いします。

事業活動を行う事業者にとっては、廃棄物の発生抑制、再利用、リサイクル等に努めるとともに、廃棄物を処理する場合は法に基づき適正に処理することが求められています。そのためにも「廃棄物の処理および清掃に関する法律」を適切に理解することが重要であると感じました。



講義の様子①



講義の様子②